## 函館市監査公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、NPOサポートはこだてグループを対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお,この監査については,渡辺宏身監査委員,植松直監査委員,福 島恭二前監査委員および佐古一夫前監査委員が監査を行ったものである。

平成25年5月31日

函館市監查委員 渡 辺 宏 身 函館市監查委員 植 松 直 函館市監查委員 北 原 善 通 函館市監查委員 茂 木 修

## 平成24年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

NPOサポートはこだてグループ

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成23年度において、函館市から函館市地域交流まちづくりセンターの指定管理者に指定されたNPOサポートはこだてグループにおける函館市地域交流まちづくりセンター管理業務に係る出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成24年12月4日から平成25年2月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記公の施設の管理業務に関する出納および業務の執行状況等、これらの事務が適正に執行されているかについて、 当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の指定管理者監査の結果,次のとおり改善措置を要する 点が見受けられた。

(1) 函館市地域交流まちづくりセンターの駐車場管理について

駐車場の管理に関し、利用者へ駐車場整理券を交付していないものが見受けられ、駐車場の利用実態が把握できない状況にあることから、このような状態の是正を図るため、適切な駐車場管理を行うようNPOサポートはこだてグループへの指示を徹底されたい。